

公益社団法人長井法人会

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長井法人会（以下、「本会」という。）の定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し必要な細則を定めるものである。

(会費の種類及び金額)

第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。

(1) 本会の正会員及び賛助会員の納入する会費は、年額を別紙のとおりとする。

(2) 正会員は、定款第5条第1項第1号による。

(3) 賛助会員は、正会員以外の支店（営業所）法人及び個人等からなり、定款第5条第1項第2号による。

(4) 別紙の会員・正会員の区分に定める系列法人の判定は、代表者が同一あるいは会社所在地が同一の場合とする。

(5) 第1項の会費については、理事会が相当の理由があると認める時には、これを免除することができる。

2 定款第19条に定める役員は、毎事業年度、会費（以下「役員会費」という。）を納入しなければならない。**但し、外部監事は除く。**

(会費等の納入)

第3条 会費の納入は、年1回とし、毎年度6月末日までに納入しなければならない。

なお、役員会費の納入は、年2回とし、毎年8月末日と12月末日まで納入しなければならない。

2 会費及び役員会費の納入方法は、原則として会員又は役員が指定する金融機関の口座から、自動引き落としにより納入する。

3 前項の自動引き落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

(1) 金融機関を利用しての振込

(2) 郵便局を利用しての振込

(3) 集金

(中途入会の会費と納期)

第4条 事業年度の途中で入会した新規会員の当該事業年度の会費は、原則入会月の翌月から年度末までの月数割とし、請求書の到着後速やかに納入するものとする。

(会費の用途)

第5条 第2条の会費及び役員会費は、毎事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。
 - 2 この規程は、公益社団法人長井法人会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
 - 3 この規程は、平成27年5月26日から施行する。
- 4 この規程は、令和7年5月19日から施行する。但し、別紙の会費額の納入については、令和8年度の会費から適用する。**

別表 会費一覧表（案）

長井法人会会員 年会費額(案)

区分	ソット	資本金	①資本金割	②均等割	①+②年額	現会費額	値上金額
	A	300万円未満	2,700	4,800	7,500	6,000	1,500
	B	300万円以上 1,000万円未満	6,000	4,800	10,800	8,400	2,400
	C	1,000万円以上 2,000万円未満	9,600	4,800	14,400	10,800	3,600
	D	2,000万円以上 3,000万円未満	13,200	4,800	18,000	14,400	3,600
正会員	E	3,000万円以上 4,000万円未満	15,900	4,800	20,700	16,800	3,900
	F	4,000万円以上 5,000万円未満	28,800	4,800	33,600	28,800	4,800
	G	5,000万円以上 1億円未満	41,700	4,800	46,500	40,800	5,700
	H	1億円以上	63,000	4,800	67,800	64,800	3,000
	I	管内に事業所を有する法人	5,400	4,800	10,200	7,200	3,000
	J	系列法人（代表者が同一ある いは会社所在地が同一）	1,800	0	1,800	1,200	600
賛助会員	I	①正会員以外の支店・支社・ 営業所法人等（管外）	12,200	0	12,200	7,200	5,000
	A	②個人	7,200	0	7,200	6,000	1,200

役員会費 年会費額

役員	役職	V	会 長	年会費額	60,000
		W	副会長	年会費額	40,000
		X	理 事	年会費額	25,000
		Y	理事（部会より選出）	年会費額	5,000
		Z	監 事	年会費額	25,000